

不動産鑑定業者選定調書

3・4・14 号米里・行啓通及び 3・3・11 号石山通の不動産鑑定評価に係る不動産鑑定業者については、次のとおりとする。

令和 6 年 4 月 15 日

1 鑑定評価を依頼する土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積(㎡)
札幌市中央区南 14 条西 14 丁目	1518 番 1 の内	宅地	720.00

外 2 件

2 不動産鑑定業者

一般財団法人日本不動産研究所北海道支社

随意契約（特命）の理由

不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）」により報酬額が定められており、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないため。

また、当該事業の当初から上記の者に鑑定評価を依頼しており、現況や価格の変動等に精通していることから、迅速かつ正確な鑑定評価が見込まれるため。

（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号に該当）。